

有  
料  
29

別添2

別記様式第1号

重要事項説明書

記入年月日	令和3年7月20日
記入者名	橋 貞子
所属・職名	施設長

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームについては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について（平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）」の別紙4の記載内容を合わせて記載して差し支えありません。その場合、以下の1から3まで及び6の内容については、別紙4の記載内容で説明されているものとみなし、欄自体を削除して差し支えありません。

1. 事業主体概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合、その種類	株式会社
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ えむりんく 株式会社 エムリンク	
主たる事務所の所在地	〒090-0018 北見市美芳町5丁目2番-13号	
連絡先	電話番号	0157-33-5900
	FAX番号	0157-33-5899
	ホームページアドレス	<a href="http://e-mlinnk.co.jp">http://e-mlinnk.co.jp</a>
代表者	氏名	及川佳津希
	職名	代表取締役
設立年月日	平成14 年 3 月 1 日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

当ケア付き生活ホームは、ご入居にあたってのサービスの提供開始に際し、当ホームの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明いたします。

1. ケア付き生活ホームの運営法人

- (1) 法人名 株式会社エムリンク
- (2) 法人所在地 北海道北見市美芳町5丁目2-13 エムリンクビル
- (3) 電話番号 01587-5-6018
- (4) 代表者氏名 代表取締役 川本 純子
- (5) 設立年月日 平成14年3月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 ケア付き生活ホーム事業
- (2) 目的 地域社会の中で認知症状を伴う高齢の方、または障害のある方などが、安心して快適な生活を送るための場を提供し、認知症ケア専門施設としての役割を果たす。  
生活ホームとしての特徴を活かした独自の事業展開を図る。
- (3) 名称 ケア付き生活ホーム **暮ふうせんラポール**
- (4) 所在地 北海道紋別市落石町5丁目4-13
- (5) 電話番号 0158-26-2800 (代表)
- (6) 施設長・管理者 橘 貞子
- (7) 運営方針 笑顔を大切にし、その人らしく生き、生涯現役を貫けるよう支援させていただきます。  
尊厳を重視し、専門性の高いケアを提供できるよう研鑽努力いたします。  
地域の中での暮らしを大切にし、人に優しい地域を創造する一端を担いたいと思います。
- (8) 開設年月日 平成19年12月22日
- (9) 入居定員 14名 (10室)

3. 居室の概要

- (1) 当ケア付き生活ホームでは、次の居室・設備をご用意しております。  
ご入居される居室は単身用個室と家族対応型居室があります。

居室・設備の種類	室数	備考	居室・設備の種類	室数
ダブルの居室	3室	家族対応型居室	リビング・和室	各1室
シングルの居室	6室	単身用個室	浴室	1室
食堂	1室		洗面・洗濯室	1室
台所	1室		トイレ	1カ所

○ 居室の変更

ご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況によりケア付き生活ホームでその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況等により、居室を変更する場合がありますのでご理解ご協力をお願いいたします。

○ 緊急対応の防犯防災設備

各居室にはナースコールを、また各階には消火器、火災報知器を設置しております。

4. 職員の配置状況

(1) 当ケア付き生活ホームでは、ご入居者に対してケア付き生活ホームサービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

職 名	内 容	
施設長・管理者	1名	他事業所と兼務
看護師	1名	デイサービス兼務
介護職員	7名	デイサービスと兼務あり

5. 勤務態勢

(1) 職員の勤務体制は次の通りとなっております

施設長・管理者	9:00～17:00
介護職員	早出・・・6:00～15:00
	日勤・・・8:30～17:30
	遅出・・・12:00～21:00
	夜勤・・・16:00～10:00
	宿直・・・21:00～7:00

6. ケア付き生活ホームが提供するサービスと利用料金

(1) 当ホームでは、ご入居者に対して以下のサービスを提供します。

- 居室の提供・・・快適な生活空間をご用意いたしました。
- 食事の提供・・・嗜好や禁忌食、嚥下機能に対応した食事を提供します。

委託先：レオック株式会社

食事時間のおおよその目安は次の通りです。

朝食・・・7:30～

昼食・・・12:00～

夕食・・・17:45～

- 生活消耗品・・・日常生活で使用する物品を用意し、また快適で楽しい暮らしのために必要なものも準備いたします。

設備修繕・・・設備・備品等の修繕、整備を行います。

- 水道光熱、暖房・1階居室はFF暖房機、2階居室には集中暖房機が設置され、快適な生活を送っていただきます。
- 一般介護管理・・・その方の状態に応じて必要なケアをさせていただきます

※ ケアについては自立支援をモットーに、できることは可能な限りご自分でしていただくための支援に徹したいと思います。そのことで自信を持ち、やりがいや生き甲斐をもって暮らしていただくためのお手伝いをさせていただきます。

【利用料金設定一覧表】

内 訳	内 容	金 額
1 部屋代	お部屋の条件により差額あり 1ヶ月/1室	20,000円 ~40,000円
2 食費	朝食 1食 昼食(3時の茶菓込み) 1食 夕食(食後のデザート込み) 1食	350円 600円 600円
3 水道・光熱費	居室内の水道・電気 1ヶ月、1人	5600円
4 冬期暖房料	冬期間(11月~4月) 1ヶ月/1室	4700円
5 管理費	ティッシュ、トイレトーパー、石けん、シャンプー、リンス、洗剤等、その他	
6 共益費	備品の修繕、整備 1人/1ヶ月	18500円 14000円
7 一般介護管理費	夜間の巡回、見守り。 健康管理と健康相談。生活や介護の相談。 郵便物や宅配便の管理。 買い物や事務手続きのお手伝い。 基本の市内定期受診の付き添い。  (要支援の方、障害をお持ちの方、介護が必要でない方の管理費については別途相談となります)	要介護1 38,000円 要介護2 41,000円 要介護3 44,000円 要介護4 47,000円 要介護5 50,000円

※2、3、4、5については消費税が別途にかかります。

- 介護保険サービスの利用について

1、介護認定を受けていて、支援がホームの基本ケアでは応じきれないケアについては、介護保険対応サービスの利用をお願いします。  
その場合の利用料金は本人負担となりますが、負担分が大きい場合は、一般介護管理費からの控除を検討させていただきます。

- その他にかかる費用について
  - 1、本人が受診された時の医療費、介護保険サービスの自己負担分
  - 2、衣類購入費やオムツ代、個人の好みによって必要となる日用品購入費
  - 3、嗜好品購入費（ホームの食費の中でも十分に対応させていただきます）
  - 4、お出かけなどに際して管理費では賄えない入場料・交通費などの実費
  - 5、その他、必要に応じて
  
- 長期間の留守について
  - 1、入院など長期にわたって留守になる場合の利用料金は、居住が半月を超える場合はひと月分、半月を下回る場合は2分の1をいただき、食費に関しましては、お召し上がりになられた食数に応じて実費を頂きます。
  
- 利用料金のお支払い方法
  - 1、利用料、食事材料費及び共益費等につきましては、指定機関による自動引き落としとさせて頂き、1ヶ月ごとにご請求致します。
  
- 金銭管理について
  - 1、お小遣いなど、基本的にはご本人管理とさせていただきます。
  - 2、その場合、万一紛失が生じても責任は負いかねます。
  - 3、管理が難しい方についてはホームで管理させていただきます。
  - 4、管理方法についてはご相談の上、現金管理か通帳管理かを決めます。
  - 5、その上でホームへの委任状を作成し、毎月の報告を書面にいたします。
  - 6、高額な買い物や残金が不足した場合はご家族に連絡させていただきます。
  
- 安全管理について
  - 1、ご利用者様の安全には常に十分に配慮したいと思っておりますが、自立支援の観点から、不用意に行動の制限をしないように努めたいと思っております。同時に万一の事故の可能性も皆無とは言えないことも生じますので、介護員は万全の注意を払うと同時に、ご家族の皆様のご理解もお願い申し上げます。
  - 2、また各階セコムの安全監視カメラを設置し夜間帯も様子観察に努めます。

7、当ホームとの協力医療機関

- (1) 下記の医療機関と提携し、入居者の健康状態に変化が生じた場合は、受診等適切な処置をとらせていただきます。

医療機関	診療科目	所在地
曾我クリニック	医療法人社団	紋別市大山町4丁目14-1
高橋歯科医院	医療法人社団	紋別市渚滑町4丁目97番地

8. ケア付き生活ホームを退居して頂く場合（契約の終了について）

（1）以下のような事項が生じた場合には、当ホームとの契約は終了し、退居して頂く事となります。

- （1）事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
- （2）ケア付き生活ホームの滅失や重大な毀損によりご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- （4）ご入居者から退居の申し出が有った場合（詳細は別欄）
- （5）事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は別欄）

○ご入居者からの退居の申し出によって退居される場合

入居者は諸事情により当ホームでの生活続行が困難になった場合には、ホームの退居を申し出ることが出来ます。その場合には退居を希望する日の1ヶ月前迄に解約届出書をご提出下さい。ただし以下の場合には即時に契約を解除・解約しホームを退居することが出来ます。

- （1）事業者、もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるケアサービスを実施しない場合。
- （2）事業者、もしくはサービス従事者が故意、又は過失によりご入居者の身体・財物、信用等を傷つけ、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- （3）他のご入居者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

○事業者からの申し出により退居して頂く場合

以下の事項に該当する場合には、当ホームより退居して頂く場合があります。

- （1）ご入居者又は身元引受人が、契約締結時にご入居者の心身状況及び病歴当の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- （2）ご入居者による、サービス利用料金の支払いが理由なく2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合。
- （3）ご入居者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他のご入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

- ご入居者が病院等に入院された場合の対応について  
短期・長期に係わらず、当ホームより退居の催告はいたしません。

9. 身元引受人について

- (1) 契約締結に当たり、原則として身元引受人が必要となります(契約者重複可)。  
入居契約が終了した後、当ホームに残されたご入居者の所持品を入居者ご自身が引き取れない場合に備え、身元引受人に所持品引き取り人を兼ねて頂きます。

10. 苦情の受付について

- (1) 当ケア付き生活ホームにおける苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ◎ 苦情受付担当者 尾崎 仁美
- ◎ 受付時間 24時間対応
- ◎ 電話番号 (携帯) 090-890-53356

- (2) 苦情があった場合は、直ちに担当者が連絡を取り詳しい事情を聞くと共に職員からも事情の確認をし、速やかに適切な処置をとらせていただきます。

11. 事故処理について

- (1) 当ホーム内外における事故については、状況に応じた対応をいたします。又、内容と状況を速やかにご家族へ連絡を行います。

12. 個人情報の共有について

- (1) 皆様のケアに関して必要な場合は関係機関との個人情報の共有をすることを  
ご了承ください。

令和 年 月 日

◇サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました

株式会社エムリンク ケア付き生活ホーム 夢ふうせんラポール

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

◇私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に  
同意しました。

ご入居者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印